

平成 27 年度 事業計画書

一昨年、7 年ぶりに我が国での発生が確認された豚流行性下痢（PED）は、昨年 4 月の森町で発生を皮切りに、道内各地に感染が拡大し、本道養豚に甚大な被害をもたらした。

口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の悪性伝染病は、道内では発生がなく経過しているが、高病原性鳥インフルエンザは昨年 4 月以降九州、中国地方で、また口蹄疫は隣国の韓国で断続的に発生が続いており、本道へ侵入する危険性は依然として極めて高く、発生予防の取り組みやまん延防止対策の強化が求められている。

また、西アフリカを中心に感染が広がっているエボラ出血熱、昨年日比谷公園等で多数の感染が見られたデング熱など動物由来の感染症が大きくクローズアップされており One world one health の活動理念がより一層重要になっている。

一方、人と動物の共生が謳われるなか、家庭飼育動物への高度医療の提供、動物愛護・福祉対策、野生動物保護を含む自然環境保全対策の推進など、国民生活の幅広い面で、動物医療、獣医師の果たす社会的役割に対する期待は高まっている。

北海道獣医師会は、公益社団法人として新たなスタートを切ったところであり、獣医師が組織する専門家集団としてこれまで以上に社会に貢献していくことが求められている。

I 公益目的事業

1. 獣医学術の振興・普及並びに人材の育成を図る事業

1) 平成 27 年度北海道地区三学会および第 66 回北海道獣医師大会の開催

平成 27 年度北海道地区三学会および第 66 回北海道獣医師大会は、石狩支部、空知支部、後志支部の全面的な協力と支援を得て下記のとおり開催する。今年度の地区学会(産業動物臨床学会)は日本畜産学会学術集会(日程:9 月 11 日～12 日、会場:酪農学園大学)との連携開催として、共同企画のシンポジウムまたは特別講演等を開催し、学会の一層の充実強化に努める。

日 時:平成 27 年 9 月 11 日(金)・12 日(土)

会 場:酪農学園大学(地区学会)

ホテルエミシア札幌(大会、パーティ)

2) 北海道獣医師会雑誌の発行

北海道獣医師会誌(北獣会誌)は、月 1 回の発行を堅持し、獣医学術の振興・普及のため、総説、原著論文、研究紹介など学術専門情報媒体として充実をはかるとともに、理事会報告、会員の職場紹介、講習・研修会など諸行事の案内、本部・支部等の活動報告、獣医師募集など情報提供の媒体として一層の充実を図る。

また、総説、原著論文等については、会誌掲載のみならず、本会ホームページに

も掲載し、会誌購読者以外にも広く周知を図る。

3) 国際交流

相互の獣医学術の向上と友情を深め、互いに発展することを目的として、韓国の慶尚北道獣医師会と姉妹提携を結び、数年間隔で両獣医師会の代表が相互に訪問しあい交流を深めている。平成 20 年度に北獣創立 60 周年記念式典への招待で慶尚北道獣医師会が来道し、平成 25 年度には本会の代表 3 名が韓国を訪問し、相互の獣医師会活動等について情報交換を行ったことから、今回は本会が招聘することとなるが、韓国および本道における家畜伝染病の発生状況を考慮し、27 年度の実施が可能か否かを判断する。

4) 講習・研修会

ア) 本部主催の講習会は、小動物・獣医公衆衛生・管理獣医師講習会のほか、野生傷病鳥獣救護技術講習会を開催する。

イ) 獣医新技術講習会、産業動物および小動物の支部・ブロック講習会などは引き続き支部主管にて開催する。

ウ) 高齢会員を対象とした研修事業、各職域の獣医師の交流研修事業を実施する。

5) 2018 年世界牛病学会

2018 年 8 月、札幌市コンベンションセンターでの開催が決定した世界牛病学会の成功に向け、世界牛病学会役員、日本獣医師会、産業動物獣医学会等と連携し準備活動を進める。

2. 人と動物が共生する豊かで健全な社会の発展に貢献する事業

1) 狂犬病予防注射事業の推進

ア) 狂犬病予防注射業務については、各支部に本会委任獣医師による注射実施班体制を整備し、市町村担当部署と協力のうえ、責任をもって適正に実施する。

イ) 管理事務体系も複雑、多岐にわたることから、各支部と共用できるインターネットを介した「管理システム」を活用し、効率的でかつ円滑な運営に努めていく。

ウ) 狂犬病予防注射の普及・啓発と予防注射実施率の向上を図るため、道主務課および市町村との連携を密にし、円滑な運営を期するとともに、関係機関と連携し、狂犬病侵入阻止、危機管理体制強化を図る。

エ) 狂犬病予防注射業務における事故防止のため、副反応留意の啓発チラシを作成し、注射時飼養者に配布する。また事故が生じた場合には、「北海道獣医師会狂犬病予防注射事故対策要領」に基づいて対処する。

2) 動物の愛護・適正管理の推進

ア) 北海道や政令市主務課等と連携し、動物の愛護と適正な管理について啓発を進めるとともに、動物愛護週間を中心に各支部で行っている諸行事に協賛する。

イ) 所有者が判明しない負傷犬猫などに対し治療を行う負傷動物保護事業を、北海道、政令市等や会員動物病院などの協力を得て引き続き実施する。

ウ) 飼育動物の飼い主を明示するマイクロチップの装着義務化に向け、日本獣医師会、日本獣医師政治連盟との連携により、関係機関に働きかけるとともに、当面の普及促進にも努める。

3) 市民フォーラム・公開講座等の開催

ア) 一般市民向けの市民公開講座、シンポジウム、出前講座などを支部、地区獣医師会と協力して開催し、より一層の情報発信に努める。

イ) 札幌市円山動物園等と連携し、野生動物保護や動物愛護等に関する講演会を引き続き開催する。

ウ) 札幌市内デパートにて開催される小学生を対象にした仕事体験イベントの「夏休み！こども体験アカデミー」に出展し、子供たちの動物愛護や獣医師の仕事に対する理解を深める。

4) 野生動物保護の推進

ア) 人と動物の調和のとれた共生社会を目指し、動物の福祉増進のため野生希少種動物の保護活動に努めるとともに、関係団体と協力し動物愛護管理推進計画の推進に協力する。

イ) 北海道と連携して実施している野生傷病鳥獣の保護、治療について、会員動物病院などの協力を得て引続き実施する。

ウ) 動物愛護福祉活動の核となる動物愛護センターの建設に向け関係機関に引続き働きかける。

5) 災害時の動物救護活動

ア) 24 年度、北海道及び政令市等と締結した「災害時における動物救護活動に関する協定」にもとづき、行政、関係機関と連携した事前の災害時対策を構築していく。

イ) 近い将来、噴火が想定される有珠周辺地域において、犬の迷子防止のためマイクロチップ装着促進のモデル事業を行う。

II 収益事業

1. 不動産の貸付事業

本会が所有する北海道獣医師会館および土地の適正管理に努めるとともに、会館事務室は事務所として関係機関に貸付けを行うとともに、会議室は各種会議、研修会等に貸付けを行う。また、発寒に所有する土地は駐車場として貸付を行う。

なお、会館が築後 35 年以上を経過し、老朽化していることから、まず今後の本部事務所のあり方、建設計画、資金調達等について検討を進める。

2. 共同購入事業

業務上必要とする物品（診断薬、各種様式印刷物）を一括購入し、領付する。

Ⅲ その他の事業

1. 福利厚生事業

1) 福利厚生事業

福利厚生事業として、弔慰金・病気見舞いなどを福利厚生規程に基づき実施するとともに、獣医師福祉共済事業の推進、特に獣医師損害賠償責任保険について加入促進を図る。

2) 獣医師求人情報の提供

獣医師の不足や職域及び地域的な偏在の解消に向けては、離職や退職等により獣医事に従事していない獣医師の活躍が望まれる。北獣会誌およびホームページを活用し、求人情報提供を行う。

2. 受託事業等

1) 狂犬病予防注射済票交付事業

道内 173 市町村からの委託により、犬飼養者の便宜のため狂犬病予防注射時に注射済票交付を行う。

2) 犬の登録及び鑑札交付事業

道内 6 市からの委託により、犬飼養者の便宜のため狂犬病予防注射時に犬の登録受付及び鑑札の交付を行う。

3) 国際交流事業

北海道・大学・NOSAI などの関係機関の協力を得て 18 年間に渡り、実施してきた開発途上国獣医師を対象とした「産業動物の獣医技術研修」（（独）国際協力機構（JICA）の委託）が 25 年度を持って終了したことから、再度、研修事業の受託を目指し、新たな研修企画について国際交流部会を中心に検討を進める。

4) 動物愛護週間における啓発活動

動物愛護週間に開催される支部等主催「動物愛護フェスティバル」の開催を支援する。

5) 海鳥等保護対策事業

天売島において野生ネコが増加し、この影響で希少な海鳥が激減している。この海鳥保護のため、羽幌町からの委託を受け、海鳥繁殖地周辺を重点に野生ネコを捕獲、島外移出、馴化後、新たな飼い主への譲渡を進めるとともに、当面島外移出が難しいネコには、新たな子ネコの出生を止めるため不妊去勢手術後、島内戻すことを並行して実施し野生ネコを減少させる事業を実施する。

3. その他

1) 広報活動の推進

情報化社会に対応し、獣医界・獣医師会活動を広く一般に知らせるとともに、会員相互の連携のため、北獣ホームページ等による広報活動を充実強化する。

ホームページは、昨年度、全面的なリニューアルを図ったところであるが、今後もより一層の充実強化に努める。

2) 獣医師倫理の高揚

獣医師の高度専門職として社会的信頼を確保し、その使命を果たすことができるよう日本獣医師会が定める「獣医師倫理綱領」等の普及啓発に努める。

3) 動物診療現場におけるインフォームドコンセントの徹底

動物診療においては、インフォームドコンセントを重視し、飼主との信頼関係を築き、「小動物医療の指針」および「産業動物医療の指針」により日々診療に務めるよう普及啓発を図る。また動物診療に係り、問題提起されたときは「飼育動物獣医事対策委員会」などで対処する。

IV 獣医事諸問題への対応

- 1) 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の悪性伝染病の本道への侵入や拡大を阻止するため、関係機関と協力し防疫体制の強化に努める。また、牛白血病など産業動物の感染症対策を推進するとともに、狂犬病、エボラ出血熱など動物由来感染症の侵入防止の啓発に努める。
- 2) 安定的で高度な獣医療の提供、食の安全確保の推進をしていくためには、産業動物および公務員獣医師の確保が必要であり、より一層の処遇改善等に努める。